



平成 22 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社キングジム
代 表 者 取締役社長 宮本 彰
(コード番号 7962 東証第一部)
問 合 せ 先 専務取締役 吉岡 隆昭
(TEL 03-3864-5883)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 8 月 1 日開催の当社取締役会において、株主の皆様のご承認を条件に、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現プラン」といいます。）を導入することとし、平成 19 年 9 月 13 日開催の第 59 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下「第 59 回定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただきました。現プランの有効期間は、第 59 回定時株主総会后 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされているため、現プランは、平成 22 年 9 月 15 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

現プランの有効期間満了に先立ち、当社は、平成 22 年 8 月 2 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ）として、現プランの内容を一部改定した上更新することになりましたので（以下「本更新」といい、改定後のプランを「本プラン」といいます。）、以下のとおりお知らせいたします。なお、本更新を内容とする議案を本定時株主総会に付議することを決定した当社取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名が出席し、その全員が本更新に賛成しております。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。平成 22 年 6 月 20 日現在における当社の大株主の状況は、別添「大株主の状況」のとおりです。

一 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③広い販売力と顧客サポート力、更には④全従業員に根付いた健全・研鑽・貢献・全員経営の企業風土にあります。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(1) 当社の経営理念及び事業

当社は、昭和2年（1927年）の創業以来、「独創的な商品を開発し、新たな文化の創造を持って社会に貢献する」という経営理念のもと、「人と情報活用」をテーマに、豊かなビジネス空間と快適な情報環境の創造に役立てていただける様々な商品を積

極的に開発・提供してまいりました。今日ではファイル・バインダーのトップメーカーとしてだけでなく、ラベルライター「テプラ」に代表される電子文具メーカーとしても、多くのユーザーのご支持をいただいております。

近年の商品では、コンシューマー向けのインテリア・生活雑貨関連商品を投下して、新たな事業領域を構築・拡大するとともに、長年のオフィス向け販売で培ったファイリングノウハウと IT 技術を活用したオフィスサポート事業にも取り組んでおります。

生産面では、顧客の低価格指向に対応するため、生産拠点をベトナム、インドネシア、マレーシアに設け、日本水準の品質を維持しつつ、コスト競争力の強化に努めております。当社は、今後も事務用ファイルや電子文具の専門メーカーとしての強みを生かし、潜在的な顧客ニーズを掘り起こした商品・サービスを提供し続けることで、顧客のみならず、社員、株主、社会に対しての責任を果たしていきたいと考えております。

(2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、①「情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力」、②「安心のブランド力」、③「広い販売力と顧客サポート力」、④「健全、研鑽、貢献、全員経営の風土」にあります。

①情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力

当社の商品開発力の強みは、使用するお客様の状況を熟知した上で商品として提案している点にあり、これは長年培った幅広いお客様との接点を通して実現できるものです。電子文具「テプラ」も、お客様のニーズを察知し、情報整理上の利便性を高める発想から企画されたものであります。また、その他の電子文具分野では、「ポメラ」など、ニッチ市場の固有のニーズに対応した新商品を提供しております。

②安心のブランド力

当社は、昭和 39 年に日本で初めてパイプ式のファイル（キングファイル）を開発し、今日の文書をファイルを使用して整理するファイリング習慣を提唱、啓蒙してまいりました。以来、今日まで当社のキングファイルの高いブランド力が顧客の間に定着しております。また、ラベルライター「テプラ」もファイルの見出し製作機として、昭和 63 年に市場投入後、顧客ニーズの高まりにより日本語ラベル表示の概念を創出し、今日に至っております。「テプラ」も「キングファイル」と同様に、高い認知度とブランド力を持っており、今後も一層顧客の期待に応えてまいります。

③広い販売力と顧客サポート力

当社の商品は、お客様にとって必需品のような商品であります。そのため当社の販売方針は、広くお客様のニーズに応えられる販売チャネルを構築することにあります。

全国の文具店をはじめ、百貨店、量販店、主要な雑貨店やオフィス通販業者と良好な関係を保ち、広く商品供給できる販売体制を維持・拡大しております。個々の営業担当者は販売面だけでなく、情報検索、保管などに関するアドバイスや企業オリジナル製品に関する相談を行うほか、社内には、より専門的なコンサルティングを行う部門も設置し、きめ細かい顧客サービス提供体制を築いております。

④健全、研鑽、貢献、全員経営の風土

当社には、本業に徹する「健全」、常にチャレンジする「研鑽」、文化・社会に寄与する「貢献」という3つのKと、社員1人1人が経営者という“全員経営”思想を、経営者自らが提唱し続けている風土があり、また、本業の事業価値向上に注力することで、投機的投資には手を出さないという文化が根付いていることも、長く、あらゆるステークホルダーから信頼を得て、事業を発展させてきた当社企業価値の源泉の一つと考えております。

(3) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に向けた基本施策

当社は、「基本事業の成長」、「新規事業の育成」、「経営体質の強化」を柱とした事業展開を当社の基本的な成長戦略と位置付けております。

「基本事業の成長」においては、お客様の使用時の不便性を解消した次世代ファイル商品や、生活シーンやオフィスの中で発生する様々な情報群を整理する提案型新商品を投入し、新たな市場を開拓するとともに、その市場でのシェアNo.1を築いてまいります。電子文具においては、オフィスの電子化や情報管理強化といった環境変化に対応し、テブラの「コア技術」を生かした様々な用途提案商品やデジタルメモ「ポメラ」のような今までにないコンセプトの新規概念商品を今後も開発してまいります。

「新規事業の育成」においては、当社の経営資源を生かした新しいマーケットへの進出や、当社の強みであるオフィス需要での新規事業の創出など、当社のドメインに鑑みた新規事業の構築を推進してまいります。海外市場に対しては、成長する中国市場を開拓するための販売子会社を設立し、営業活動を行っております。また、東南アジア3カ国に生産子会社を設立しておりますが、新たに生産国での販売も始めており、今後の国際市場の拡大を積極化する予定であります。

「経営体質の強化」においては、CSR 経営の推進を通して、当社のあらゆるステークホルダーとの信頼関係を持続させていくとともに、顧客のニーズに応じた社内体制の構築を進めてまいります。営業、製造、管理各部門などを含めた全社的なコスト低減を推進する一方で、変化する流通チャネルへの対応等にも日々取り組んでいきます。

当社は、諸施策の実行にあたり、柔軟な姿勢で臨む所存であります。最適な商品やサービスをいち早く提供できることを主眼に、自社単独での価値向上活動はもちろんのこと、必要であれば専門的分野の企業との協働なども視野に入れ、当社の企業価値の最大化に努めてまいります。

2. 企業価値ひいては株主共同の利益の向上の基盤となる仕組み—コーポレートガバナンスの整備

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上のために不可欠で重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

当社のコーポレート・ガバナンスは、公正かつ透明性の高い健全な経営により、継続的な企業価値の向上を図ることを基本としております。

当社の業務執行は、取締役会において付議・報告され、取締役会による監督に服するとともに、監査役（会）の監査を受ける体制となっております。また、2003年より執行役員制度を導入して、業務執行のスピード化を図っております。

また、経営の公正性・健全性・透明性と監査の実効性をより高めるため、独立性の高い社外監査役3名を選任しております。社外監査役は、専門的かつ客観的、第三者的立場から監査しております（なお、当社取締役会は、本定時株主総会に、当社社外取締役経験者を監査役に選任する旨の議案を付議することを決定しており、本定時株主総会において、株主の皆様にかかる議案をご承認いただいた場合には、当社監査役は計5名となる予定です。）。

以上のコーポレート・ガバナンスの強化の実を上げるため、当社は、コンプライアンスプログラムを経営理念・行動指針に次ぐ最上位規程として位置づけ、当社の役員は、法令及び定款その他の内部規則を遵守するとともに、企業倫理の実践を図るため、自らを律し行動しております。また、万一、コンプライアンス上疑義がある行為が行われたこと、もしくは行われようとすることに気付いた者は、スピークアウト制度により、社外の顧問弁護士に通報することができる体制を採用しております。

当社は、引き続き、以上の諸施策を推進・実行し、コーポレート・ガバナンスの強化を図って、更なる当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に繋げていく所存であります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン更新の目的

本プランは、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されるものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本プランを更新することを決定いたしました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の大量買付を行おうとする者が現れたときに、大量買付者に対し、事前に当該大量買付に関する情報の提供を求め、当該大量買付についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。なお、大量買付者には、本プランに係る手続を遵守していただき、本プランに係る手続の開始後、後述の独立委員会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は当社株主総会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大量買付を進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付を行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については別紙 1 をご参照ください。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役¹）又は(iii)社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本プラン更新当初の独立委員会は、業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役に準ずる監査役 1 名及び社外の有識者 2 名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙 2 のとおりです（更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については、別紙 1 をご参照ください。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大量買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大量買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、大量買付者の有する当社株式の議決権割合は最大 50%まで希釈化される可能性があります。

¹ 過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第 2 条第 16 号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同様とします。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が 20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した当社の定める書式による書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印がなされたもの）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
⁴ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。本書において同じとします。
⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。②において同じとします。
⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。本書において同じとします。
⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。本書において同じとします。
⁸ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。本書において同じとします。

が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹⁰とする者の特別関係者の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）¹¹
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

¹⁰ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹¹ 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として 60 日を上限とします。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたらと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長 60 日間の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立し

た外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとしします。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件（以下「発動事由」と総称します。）のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由 2（以下「発動事由その 2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとしします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとしします。

- (イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として 30 日を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記の (f) に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

(f) 株主総会の決議

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i) 上記(d)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際し

て予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、すみやかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。取締役会は、株主総会において新株予約権無償割当てに係る決議（当社定款第16条第3項に基づく決議となります。）がなされた場合には、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付等が下記の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由1

下記に掲げるような、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 独立委員会が株主総会の判断を得るよう勧告した場合において、株主総会

の決議を待たずに行われる買付等である場合

- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

発動事由 2

以下の各号に定める要件に該当し、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買収し、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、時期、方法の適切性、実現可能性、関連する取引の仕組み、買付等の後の経営方針・事業計画及び当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適當な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な虞をもたら

す買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である株式¹²の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は、1 円を下限として当社

¹² 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者¹³、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者¹⁴、(IV)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者¹⁵（以下、(I)ないし(VI)に

¹³ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁴ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

¹⁵ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権割当て決議において、別途定めるものとします。

(5) 本更新の手続

本更新については、当社定款第 17 条第 2 項の規定に基づく本定時株主総会における決議により本更新をご承認していただくことを条件としておりますが、この承認の決議は、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく当社定款第 16 条第 3 項の決議でもあります。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間でもあります。）（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会における決議の時から本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、上記(5)「本更新の手続」の本定時株主総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、東京証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報

開示を速やかに行います。

(7) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 22 年 8 月 2 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができますものとしします。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているにすぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会又は当社株主総会において、新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 1 個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。割当対象株主の皆様は、本新株予約権の効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手續等は不要です。

なお、一旦、新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、2(2)「本プランに係る手續」(d)①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の前日までにおいては当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの株式の価値の希

積化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の振替を行うための口座への当社株式の記録に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権 1 個あたり、1 円を下限として当社 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき 1 株の当社株式が発行されることとなります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記 2(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、本新株予約権の行使及び行使価額相当の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

但し、当社は、下記(c)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当額の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権の取得の対価として、1 個の新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領

することになります。但し、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

なお、新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記三 2.(5)「本更新の手続」に記載したとおり、本更新は、当社株主総会において、本更新に係る承認決議がなされることにより行われます。

また、一定の場合には、本プランの発動の是非について、株主総会決議がなされることとされております。

さらに、本プランには、有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、上記三 2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合、もしくは株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長は、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い第三者の判断の重視と情報開示

当社に対して買付等がなされた場合には、上記三 2.(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、当社経営陣から独立性を有する独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 2.(2)「本プランに係る手続」(d)及び三 2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委

員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三 2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役〔もしくはこれに準ずる監査役（過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含む。以下同様とする。）〕、又は(iii)社外の有識者、のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法、経営学、経済学、会計学等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付行為等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断

- ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本新株予約権の無償割当ての実施に関して株主総会招集の要否の判断
 - ⑧ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑨ 本プランの廃止
 - ⑩ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑪ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書及び提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
 - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

印南 一路 (いんなみ いちろ)

慶應義塾大学 総合政策学部 政策・メディア研究科教授

【略 歴】

昭和 33 年 7 月生

昭和 57 年 4 月 株式会社富士銀行入社

平成 5 年 9 月 シカゴ大学経営大学院助教授

平成 6 年 9 月 慶應義塾大学総合政策学部政策・メディア研究科助教授

平成 12 年 9 月 当社監査役

平成 13 年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部政策・メディア研究科教授 (現任)

平成 14 年 9 月 当社社外取締役 (現任)

平成 21 年 4 月 財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会
医療経済研究機構研究部長 (現任)

平成 22 年 9 月 当社監査役就任予定

印南一路氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

山田 秀雄 (やまだ ひでお)

弁護士

【略 歴】

昭和 27 年 1 月生

昭和 59 年 4 月 弁護士登録

平成 9 年 4 月 民事介入暴力救済センター運営委員会委員長

平成 13 年 4 月 第二東京弁護士会副会長

平成 18 年 3 月 ライオン株式会社社外取締役 (現任)

平成 21 年 4 月 第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会委員長 (現任)

平成 22 年 4 月 日本弁護士連合会常務理事 (現任)

山田秀雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

分林 保弘 (わけばやし やすひろ)
株式会社日本M&Aセンター代表取締役会長

【略 歴】

昭和 18 年 8 月生

昭和 41 年 4 月 日本オリベッティ株式会社 入社

平成 3 年 4 月 株式会社日本M&Aセンター設立 取締役

平成 4 年 6 月 株式会社日本M&Aセンター 代表取締役社長

平成 12 年 10 月 日本プライベートエクイティ株式会社 取締役 (現任)

平成 19 年 4 月 特定非営利活動法人日本企業再生支援機構 副理事長 (現任)

平成 20 年 6 月 株式会社日本M&Aセンター 代表取締役会長 (現任)

分林保弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

平成 22 年 6 月 20 日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
東京中小企業投資育成株式会社	2,139,080	6.59
宮本 彰	1,461,118	4.50
株式会社三井住友銀行	1,376,702	4.24
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,011,084	3.11
宮本 淑子	945,672	2.91
住友信託銀行株式会社	898,000	2.77
有限会社メイフェア・クリエーション	853,568	2.63
宮本 恵美子	781,265	2.41
キングジム第二共栄持株会	702,650	2.16
宮本 敦子	593,556	1.83

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式 4,786,756 株を保有しております。

以 上